

男女共同参画社会を考える情報誌 ききょうフォーラム通信



ヤングケアラーという言葉をご存じですか

年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負い、本来大人が担うような家族の介護や年下のきょうだいの世話をしてることで、自らの育ちや教育(学校の勉強)に影響を及ぼしている18歳未満の子どものことを「ヤングケアラー」といいます※法令上の定義はありません

国では、2022年度～2024年度をヤングケアラー認知度向上の「集中取組期間」として、さまざまな取り組みをしているため、インターネットやテレビ、雑誌などで最近よく目にしたり、耳にしたりするようになったという人もいるかもしれません。

第3次伊勢原市男女共同参画プランでは、基本方針の一つに「男女の区別なくあらゆる人権の尊重」を掲げ、「困難を抱えた人に対する支援」に努めています。今回は、「困難を抱えた人」の事例として、ヤングケアラーについて取り上げます◆第3次伊勢原市男女共同参画プランの内容については、右のQRコードからご覧いただけます

こどもが、こどもでいられるために



市ホームページ

手伝いの域を超える過度なケアが長期間続くと、遅刻や欠席が増加したりするなど学校生活に影響がでたり、負荷が重い場合は心身に不調をきたしたりすることがあります。

また、本来享受できたはずの勉強に励む時間や部活に打ち込む時間、将来に思いを巡らせる時間、友人との他愛ない時間といった「こどもとしての時間」を引き換えにしているともいえます。

一般社団法人日本ケアラー連盟のホームページによれば、以下のようなケースがヤングケアラーの一例として挙げられています。



障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている



障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている



目を離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている



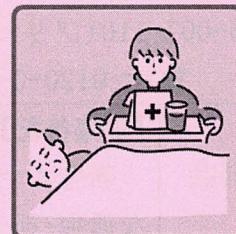
日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている



家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている



障がいや病気のある家族の世話や見守りをしている



障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている

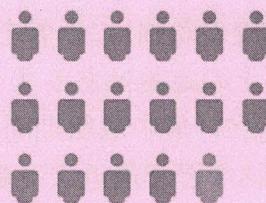
ヤングケアラーの現状と課題

令和2年度に厚生労働省と文部科学省が連携し、こども本人(中学生・高校生)を対象とした「ヤングケアラーの実態に関する調査研究」が初めて行われました。

この結果、これまでスポットの当たらなかつたさまざまな課題が浮き彫りになりました。

家族の世話をしている中学生の割合

17人
にひとり



小学校6年生の6.5%、公立中学校2年生の5.7%、高校(全日制)2年生の4.1%

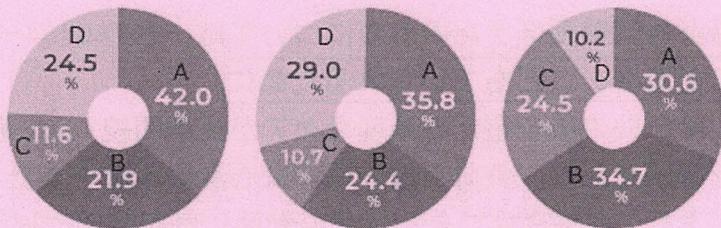
これは世話をしている家族が「いる」と回答した割合です。1学級につき1人~2人のヤングケアラーが存在している可能性があることが分かりました。

7時間を超える時間を費やしている場合もあります

世話をしている家族が「いる」と回答した中学生・高校生のうち、平日1日あたり世話に費やす時間として、中学2年生は平均で約4時間。高校(全日制)2年生は平均で約3.8時間となっています。

世話に費やす時間について

中学2年生 全日制高校2年生 通信制高校生



Ⓐ 3時間未満 Ⓑ 3~7時間 Ⓒ 7時間以上 Ⓓ 無回答

世話を始めた年齢

9.9歳

幼い時から世話をすることが当たり前に

世話を始めた年齢は、中学2年生で平均9.9歳、全日制高校2年生で12.2歳と回答がありました。

イラスト出典 ヤングケアラーと家族を支えるプログラムホームページ

地域における「小さな気づき」が、救いの手になることがあります

こうした人々は過度な負担により、学業に支障をきたしたり、希望する進学・就職ができないことや友人関係が希薄になったりすることで、社会的孤立につながることも問題視されています。また、こどもたちが自分自身でヤングケアラーと認識するのは難しいと言われています。

もし、近所においてヤングケアラーの存在に気がつきましたら、市の**子ども家庭相談課**(電話:0463-94-4642)、または以下の相談先にご連絡をお願いします。

児童相談所相談専用ダイヤル 電話:0120-189-783(フリーダイヤル)

こどもの人権110番(法務省) 電話:0120-007-110(フリーダイヤル)

24時間こどもSOSダイヤル(文部科学省) 電話:0120-0-78310(フリーダイヤル)

編集

伊勢原市男女共同参画推進委員会編集部会

発行

伊勢原市人権・広聴相談課

人権・男女共同参画推進係

伊勢原市田中348

電話:0463-94-4716(直通)

FAX:0463-92-9009

E-mail:jinken@isehara-city.jp

【編集後記】

新型コロナウイルスの流行が長期化する中で、社会的な孤独・孤立の問題は深刻さを増していると感じています。あなたの身近な場所に、こうしたこどもたちがいることを知った時に何かできそうなことがありますか。

ほんの少しの気づきが大きな力になり、誰もがいきいきと暮らせる社会に繋がっていくと思います。みんなで支え合うことができる地域にしていきたいですね。